



専門委員会にかかわる細則

2020年7月15日 第1回企画委員会承認

(目的)

第1条 本細則は、専門委員会規程（0402）第4条に基づき、各専門委員会の設置、改廃および運営を円滑におこなうために定めるものである。

(設立)

第2条 専門委員会設立の際は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）所定の

(1) 設立申請書

(2) 予算申請書

を関連部会ので了承を得て企画委員会へ提出し、企画委員会および理事会の承認を得ることとする。

(運営)

第3条 専門委員会の運営は、主査が統括する。また、幹事は主査を補佐する。

2 運営状況を企画委員会へ報告する。

(委員の交代)

第4条 主査と幹事、委員の任期途中の交代は、原則として認めない。ただし、交代を必要とする場合は、企画委員会の承認を得ることとする。

(運営費用)

第5条 専門委員会の運営費用は、以下とする。

(1) 研究専門委員会：本会負担とし、年間30万円を限度とする。

(2) 調査専門委員会：本会負担とする。

(3) 特別専門委員会：原則として、外部機関からの受託金または補助金による。

(設置期間の延長)

第6条 専門委員会の設置期間を延長する際は、企画委員会および理事会の承認を得ることとする。

2 延長の際、委員は原則として更新する。ただし再任は妨げない。

3 研究専門委員会の設置期間は原則として2年であるが、期間延長は1回までできる。ただし、延長の理由によっては予算が減額されることがある。

(会議の開催)

第7条 専門委員会の会議は、年4回以上の開催とし、主査より招集される。会議には、幹事会、

メール審議が含まれても良い。

- 2 会議の開催報告は、本会ホームページ等に遅滞なく掲載する。

(セミナー等の開催)

第8条 専門委員会がセミナー等を開催する場合には、関連部会の了承を得て企画委員会に申請し承認を得る。了承・承認にあたっては、開催主体の確認に加え、学会事業としての透明性・客観性が担保されるようなプログラム構成となっているかについて判断する。

- 2 収支を伴うセミナー等を開催する場合には、収支見通しを添付して企画委員会に申請し承認を得る。また、セミナー終了後は速やかに企画委員会へ収支を報告する。セミナー等開催で生じた余剰金および欠損金の取り扱いについては、「事業活動に伴う本部管理費、貸付金、余剰金および欠損金に関する規程」(0303)に準ずる。

(成果報告書の販売)

第9条 成果報告書の販売を希望する場合は、企画委員会の承認を得て、理事会へ報告することとする。

(改定)

第10条 本細則の改定は、企画委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成22年11月10日 第4回企画委員会制定、同日施行
平成22年11月30日 第513回理事会報告
- 2 改定履歴
 - ① 平成24年2月13日 第6回企画委員会承認、平成24年3月16日 第7回理事会報告
 - ② 平成26年3月14日 第7回企画委員会承認、平成26年3月19日 第6回理事会報告
 - ③ 平成26年8月11日 第2回企画委員会承認、平成26年9月26日 第3回理事会報告
 - ④ 内規を細則に変更 平成28年3月15日 第7回企画委員会承認、平成28年3月22日第7回理事会報告
 - ⑤ 平成29年4月19日 第8回企画委員会承認、平成29年5月25日 第9回理事会報告
 - ⑥ 2018年12月21日 第5回企画委員会承認、2019年1月31日 第6回理事会報告
 - ⑦ 2020年7月15日 第1回企画委員会承認、2020年7月31日 第2回理事会報告

附則

- 1 平成26年3月14日改定の内規は、理事会報告の日から施行する。
- 2 平成26年8月11日改定の内規は、理事会報告の日から施行する。
- 3 平成28年3月15日改定の細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 平成29年4月19日改定の細則は、企画委員会承認の日から施行する。
- 5 2018年12月21日改定の細則は、企画委員会承認の日から施行する。
- 6 2020年7月15日改定の細則は、企画委員会承認の日から施行する。